精神障害者居宅介護等事業における 24時間対応ヘルパー(巡回型)事業の 実施について

平成14年3月28日 障精発策0328003号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長

平成14年4月1日から、精神障害者居宅介護等事業が実施されることに伴い、ホームヘルパーの対応を巡回型で24時間対応する24時間対応ヘルパー(巡回型)事業を精神障害者居宅介護等事業において実施することとした。

ついては、関係市町村に対し、その趣旨を周知するとともに、本事業が円滑に実施されるよう特段の 御配意願いたい。

記

1 目 的

利用対象者である精神障害者の家庭等に対し、ホームヘルパーの派遣を巡回型で行うことにより、24時間対応できる体制整備を行い、もって精神障害者福祉の向上を図るものとする。

2 利用対象者

原則として精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者又は精神障害を支給事由とする年金たる給付を現に受けている者であって、精神障害のために日常生活を営むのに支障があり、食事及び身体の清潔の保持等の介助等の便宜を必要とするものとする。

3 運営方法

(1) サービス内容

本事業により提供されるサービスは、精神障害

者居宅介護等事業運営要綱(以下、「運営要綱」という。)5に規定される便宜であって、巡回により提供されるものとする。

したがって、本事業と運営要綱に基づく便宜と 併せて実施することにより、24時間体制で便宜を 供与する体制が整備されるものである。

(2)利用時間等

ア 本事業の利用時間帯は、概ね次のとおりとする。

昼間帯 午前8時から午後6時 早朝・夜間帯 午前6時から8時及び 午後6時から10時

深夜帯 午後10時から翌日の午前6時

イ 利用対象者の状況によっては、早朝・夜間帯 及び深夜帯のみのサービスも可能とする。

(3)派遣形態

- ア 利用対象者の家族等の就寝時等に便宜を供与 すること及び深夜にも業務が及ぶことを勘案 し、深夜帯は2人1組での巡回サービスを原則 とする。
- イ サービス提供に先立ち、あらかじめ、利用者 の心身の状態、生活時間、家族介護の状況を勘 案して、居宅を訪問する時刻、便宜の内容、所 要時間等を定めたサービス提供計画を作成し、 サービスの提供は、基本的にはこの計画に基づ いて行うこととする。

ただし、計画外のサービス提供の必要性が認められた場合は、所要の対応を行うものとする。

(4) 事業単位

本事業は、適正に事業連骨が確保できる程度の 対象人員(概ね4人から10人程度を基本とする。) を単位として実施するものとする。

4 費用負担

(1)本事業の利用者は、深夜常については別表の基準により訪問回数ごとに費用を負担することとする。

なお、昼間帯及び早朝・夜間帯については、運 営要綱の別表に定める費用負担基準を適用する。

(2)利用者の負担額は月単位で決定するものとし、それぞれの時間帯の費用負担の合算額とする。

5 関係機関との連携等

本事業の実施に当たっては、以下の事項について も留意するものとする。

- (1) 当該市町村における他の在宅福祉サービス等との連携はもとより、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、精神障害者地域生活支援センター等の関係機関との連携の確保を図り、事業を円滑に運営するものとする。
- (2)市町村は、関係機関との連携を図りながら、当該区域の利用対象者世帯等の実態把握に努めるとともに、本事業の広報活動等積極的に事業の普及促進を図ることとする。

6 その他

(1) 本事業に要する経費は、概ね以下の基準に基づき、算定されることとする。

ただし、事業が1年に満たない場合は、原則と して、事業費を12で除して得た額に事業実施月数 (1月未満は1月とする)を乗じて得た額とする。

1事業単位当たり

4人~5人 800千円(年額) 6人~7人 1,100千円(年額) 8人~9人 1,400千円(年額)

10人以上 1,700千円(年額)

(2)本事業の実施に当たっては、必要に応じ、事業の実施状況、問題点、効果等について、適宜、市町村等の間で情報、意見の交換を行う場を設けることとし、より円滑かつ適切な事業の実施を図るものとする。

(別表)

利用者世帯の階層区分		深 夜 帯 1回当たり
А	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円
В	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円
С	生計中心者の前年所得税課税年額が 10,000円以下の世帯	200円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が 10 001円以上30 000円以下の世帯	350円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が 30 001円以上80 000円以下の世帯	550円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が 80 001円以上140 000円以下の世帯	700円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が 140 001円以上の世帯	750円